

更新業務全般に関して

【質問】

橋梁の架け替え工事中における仮ルート等、暫定的で短期間に供用される道路があります。

この場合はは図面提出の対象となりますか。

【回答】

橋梁の架け替え等で、工事期間だけ仮の道路が暫定供用となる場合、その暫定期間がおおよそ2年間以内であれば図面の提出は不要です。

但し、3年以上、長期にわたる場合は提出をお願いします。